



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 マナック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長
村田 耕也
コ ー ド 番 号 4364 東証第二部
問 合 せ 先 常務取締役
社長室長兼管理部長
千種 琢也
(TEL) 084-954-3330

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 73 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 12 条及び第 21 条を変更するものがあります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会の開催日：平成 30 年 6 月 26 日（火）

定款変更の効力発生日：平成 30 年 6 月 26 日（火）

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し議長となる。</p> <p>(2) <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定められた取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p><u>(2) 前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>